

# 指定管理者評価制度の概要について

## 評価の実施方法

- 対象：指定管理者制度を導入している全ての施設
- 評価の方法：所管課評価＋第三者評価(指定管理者評価部会)

### 指定管理者評価部会

位置づけ：行財政改革推進委員会の部会として新たに設置

所掌事務：所管課評価について第三者的立場から検証  
※施設所管課へのヒアリング、現地調査等を実施

委員数：6名〔学識経験者等(行財政改革推進委員会の委員に限らない。)から知事が委嘱〕  
※3名ずつの2部会で分担して評価を実施

- 評価の視点：①施設の設置目的に沿った取組(サービスの向上等)が行われたか  
②経費の節減など効率性の向上が図られたか  
③公の施設にふさわしい適正な(適法性、安全性等)管理運営が行われたか
- 評価の種類：「5段階評価」と「所見評価」の2種類で行う。

種類	概要	時期
5段階評価	採点を行い、A～Eの5段階で評価する。	中間評価：2年度目(指定期間5年の場合) 総括評価：指定期間の最終年度
所見評価	所見を記した文章により評価する。	上記以外の年度

- インセンティブ：総括評価で「A」「B」ランク(80点以上)の優秀事業者に対しては、次期選定時に優遇措置を講ずる。  
※優遇措置の内容……選定委員会における各選定委員の採点に得点の加算を行う。  
「A」ランク=10点加算、「B」ランク=5点加算

## 評価の流れ

- 毎年度、以下の①～④の順序で評価を実施する。(予定時期)
- ① 所管課評価(施設所管課が評価を実施し、指定管理者評価部会に提出) ……6～7月
- ② 第三者評価(指定管理者評価部会が所管課評価を検証) ……7～8月
- ③ 評価結果を指定管理者にフィードバック ……9月
- ④ 評価結果を行財政改革推進委員会に報告、公表 ……10月